

香美町農業委員会総会(第3回)議事録

1 開催日時 令和5年5月26日(金) 13:30～14:30

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	吉川	正人
委員	3番	白岩	寧
	4番	小谷	直美
	5番	山本	薫
	6番	橋本	幸長
	7番	前田	精一
	8番	米田	和弘
	9番	田中	一馬
	10番	北村	宏明
	13番	岡田	久志
	14番	井上	竹雄

4 欠席農業委員(2人)

	11番	文堂	福一
	12番	中村	彰男

5 出席農地利用最適化推進委員(7人)

	1番	吉田	栄雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	福田	好美
	7番	田野	豊博
	9番	毛戸	誠
副代表	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(3人)

	5番	小林	隆夫
代表	6番	岡	昭三
	8番	東垣	泰彦

7 議事日程

第1	会期の決定	5月26日	1日間
第2	議事録署名委員の指名		
第3	報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	
第4	議案第9号	非農地証明願承認について	
第5	議案第10号	農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について	

8 農業委員会事務局職員

事務局次長	榎	秀俊
書記	中村	達也
	藤原	峻也

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は4番「小谷直美委員」と5番「山本 薫委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、4番「小谷直美委員」と5番「山本 薫委員」よろしくお願いします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第9号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから16ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第9号 番号1番の非農地証明願について、5月19日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」、担当委員の「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	それでは説明させていただきます。3ページの付近見取図をご覧ください。図の下側が本庁です。庁舎からトンネルに入り、そのトンネルを出て左に20mほど行って左折した道路の両側が現地であります。現場は資料の現況写真のとおり、40年ほど前から埋め立てられて資材置場として使用され、6ページの下のところは沼地となっており耕作はされておられません。次に、申請内容の報告をさせていただきます。申請人は高齢で1人暮らしのため、後々の相続等を考え地目変更登記をするため、この度の非農地証明願の申請であります。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第9号 番号2番の非農地証明願について、5月19日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

5番	議案資料の8ページ、9ページをご覧ください。位置図の真ん中を走っているのが国道9号で、付近見取図の真ん中も国道9号です。申請地は、この地区に車の整備屋さんがありまして、その上側にガソリンスタンドがあります。それを香住側から左折して10mくらいすると申請地の車庫があります。申請内容は、平成7年頃に隣接の家の方が申請者の土地に車庫を建てさせてくれとのこととで車庫を建てました。この度、売買契約を結ぶにあたり、まず地目変更をしないといけないとのこととでこの度の申請となりました。審議の方、よろしくお願いします。
議長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第9号 番号3番の非農地証明願について、5月19日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
5番	付近見取図の14ページをご覧ください。申請地は、トンネルを出て東の信号を右折したところにコンビニがあります。そこから50mほど走ったところに昭和の頃から家があり、そこが申請地となります。申請内容は、その家は1、2年前から空家になっており、申請人とこの家の方とは親戚であり、親戚の方と売買するための地目変更をするための申請となりました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第10号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の17ページから21ページです。

議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第10号 番号1番の申請について、5月19日に現地調査委員であります「井上竹雄委員」と私が現地調査をしていますので、「井上竹雄委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	付近見取図をご覧ください。申請地は、地域局から奥に約1.5kmほど行ったところに集落があり、その集落から更に奥に500m行ったところの町道のアスファルト舗装の終点のところに現地があります。申請地は、登記簿上は1,695㎡の田となっていますが、実際は、上段が450㎡で、下段はその残りとなっている2段になった田で、両方とも休耕状態でした。申請内容は、付近見取図にある川で借受人が小水力発電所を建設することとなりました。借受人が小水力発電所を建設する際のポリエチレン管や発電機器等の建設資材を置く場所を探していたところ、建設現場に行く途中にこの申請地があったので、3年間の期間限定でこの場所を借りたいと思い、譲渡人をお願いをいたしました。申請地の譲渡人は8年ほど前から病気を患っており、その田での耕作が困難な状態となっておりました。また、21ページの土地所在図、断面図のとおり、現地は資材置場としてそのままの状態で使用できるということで、譲渡人が借受人の要望に応えたものです。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議 長	「井上竹雄委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
7番	申請について、区長、農会長の同意はとれていますか。
事務局	取れています。
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第10号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第10号 番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

印

印